



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	発話内力の獲得における推意の役割について : 可能形式を含む疑問文を例として
Author(s)	李, 娜
Citation	研究論集, 20, 123 (左) -133 (左)
Issue Date	2021-03-31
DOI	https://doi.org/10.14943/rjgshhs.20.1123
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/80791
Type	departmental bulletin paper
File Information	08_rjgshhs_20_p123-134_l.pdf



発話内力の獲得における推意の役割について

— 可能形式を含む疑問文を例として —

李

娜

要 旨

本稿は、推意の概念を導入し、発話行為論における発話内力について議論したものである。特に、字義通りの意味と異なる命題内容に関わるいわゆる間接発話行為に着目した。日本語において、可能形式を含む疑問文も間接発話行為として扱われる場合がある。例えば、「許可」「依頼」「非難」「反語」のような用法がある。これらの用法を発動するには意味の伝達が必要である。つまり、1つの発話に1つ以上の意味がある。そこで、本稿は推意という概念を援用し、推意に関わる取り消しの難易度、慣習化、文脈への依存度などの要素から「許可」「依頼」「非難」「反語」を例として分析してきた。分析した結果、「許可」「依頼」は文脈への依存度が高く、取り消し可能性も高い一方、「非難」「反語」という解釈は文脈に依存するが、疑問文の影響ですでに慣習化が進んでおり、固着していることがわかった。

1. はじめに

従来の哲学者は、文の「陳述 (statement)」機能に注目し、真偽の問題を中心として議論していた。それに対して、Austin や Searle を中心とした発話行為論は、発話について陳述かつ真偽を記述するのみならず、動作遂行を表すこともあると指摘していた。このような動作の遂行を発動する力は発話内力と呼ばれている。日本語の可能形式もこのような発話内力を有している。例えば、以下のような例がある。

- (1) 許可：(開店する前に、お客さんが店の入り口にいる店員さんに)
すみません、もう入れますか。
- (2) 依頼：(同じ店で働いているスタッフ)

今、レジに行けますか。

(3) 非難：(親が就職活動をしている息子に)

このままで、一流企業に入れる？

(4) 反語：この厳しい状況で我慢できるのか。

例(1)では、話し手は聞き手に状況が可能かどうかを確認しながら、店に入る許可を求めている。(2)は、「行くのが可能であれば、行ってほしい」という依頼が成立する。(3)では、親が非難することを通して自分の情緒を表している。(4)は疑問文を用いながら意味的に否定の内容を伝えるという反語の用法に解釈できる。これらの用法は、聞き手に行為を要求したり、行動を促したりする。しかし、通常の可能形式は発話において聞き手に対する働きかけの力がない。つまり、これらの機能は可能形式本来が持っている機能から逸脱している。Searle(1979)では、このような命題的意味とそこから得られる発話内力と異なる発話内力の作用を持つ発話を間接発話行為と呼んでいる。

発話行為論における発話内力の分析について、Austin(1962)は遂行動詞を主としており、Searle(1969, 1979)は特定の文類型に基づいて行なっていた。これらの議論は、話し手の視点から単独の文に着目することが多く、会話全体を考慮に入れたとは言えない。しかし、Searle(1979)は、間接発話行為について、話し手や聞き手の両方を含む会話を分析していた。では、間接発話行為は特殊な発話内力によって起きるものであろうか。我々の日常生活において、このようないわゆる間接発話行為は決して珍しいものではない。本稿では、発話行為論における発話内力に関する分析は、会話参加者全体を含む会話状況を考慮すべきだと思う。さらに、本来から逸脱した機能に関わる発話内力を分析するため、推意という概念の導入が必要であると考える。第2節では、発話行為論を概観し、可能形式を含む疑問文の発話内力について確認する。そして、第3節では、推意の概念を整理した上で、本稿での捉え方を述べる。第4節では、推意との関係から可能形式を含む疑問文から見られる「許可」「依頼」「非難」「反語」の用法を議論する。第5節では、結論を述べる。

2. 発話的な力と発話内的な力

Austin(1962)が提唱している発話行為論では、ことばを発することをある種の行為とし扱われている。言語行為には発話行為(locutionary act)、発話内行為(illocutionary act)、発話媒介行為(perlocutionary act)の3つがあると述べている。例えば、「このようなことをしてはいけません。」と発することは発話行為であり、聞き手に動作の遂行に対して抗議することは発話内行為であり、この動作を阻止したことは発話媒介行為に解釈する。この3つの行為のうち、発話内行為を発動するには発話者が有しているある種の力が必要となる、この力は発話内力(illocu-

tionary force) と呼ばれている。Austin (1962) は、発話内行為を行為遂行動詞の種類により分類しているが、多くの先行研究ですでに指摘されたように、発話内行為を実行するには、遂行動詞のかわりに他の言語形式でも同様の機能を果たすことができる。遂行動詞の種類による分類法はその後、ほとんど議論されていない。

その後、Searle (1979) は行為遂行動詞の分類が発話内行為の分類になるという考え方を捨て、発話内行為を発話の目的によって、「断定・断言型 (assertives)」「行為拘束型 (commissives)」「行為指示型 (directives)」「感情表現・表明型 (expressives)」「宣言型 (declaratives)」の5つのタイプに分けている。さらに、発話行為を使用することで、言語と世界との関係を決定する適合性という考え方を示した。Searle (1979) では「約束」という発話内行為を例に、発話内力が成立するには9つ¹の条件を挙げている。そのうち、全ての発話内行為を分析する際に、「命題内容 (propositional content condition)」「事前条件 (preparatory condition)」「本質条件 (essential condition)」「誠実性条件 (sincerity condition)」²4つの要素が必要とされている。間接発話行為について、命題内容条件をどう認定すべきであろう。Searle (1979) で述べたように、*can you reach the salt* のようなものは疑問を表すより、要求を表している。つまり、間接発話行為を決定する発話内力は本来の命題内容と異なるものから由来している。このように、従来では、発話において字義通りの意味に由来するものと異なる命題内容から由来するものが混在している。

そこで加藤 (2015) は、発話内力を「言語形式に由来する発話的な力」と「命題内容に由来する発話内的な力³」の2種類を分ける枠組みを提唱している。言語的な要求を言語形式に由来する発話的な力とし、非言語的な要求を発話内的な力として扱う。例えば、冒頭で挙げた例(2)「今、レジに行けますか」と「レジに行ってください」とは聞き手に同様の行為要求をしている。しかし、「今、レジに行けますか」における疑問文と可能形式に由来する発話的な力と「レジに行ってください」における命令形の発話的な力が異なる。可能形式を用いる場合は、もの

¹ 9つの条件は以下となる。S : speaker H : hearer T : the literal utterance

①Normal input and output conditions obtain. ②S expresses the proposition that p in the utterance o/T. ③In expressing that p, S predicates a future act A. of S. ④H would prefer S's doing A to his not doing A, and S believes H would prefer his doing A to his not doing A. ⑤It is not obvious to both S and H that S will do A in the normal course of events. ⑥S intends to do A. ⑦S intends that the utterance of T will place him under an obligation to do A. ⑧S intends (i-1) to produce in H the knowledge (K) that the utterance of T is to count as placing S under an obligation to do A. S intends to produce K by means of the recognition of i-1 and he intends i-1 to be recognized in virtue of (by means of) H's knowledge of the meaning of T. ⑨The semantical rules of the dialect spoken by S and H are such that T is correctly and sincerely uttered if and only if conditions 1-8 obtain.

² 訳語は加藤 (2016) による。

³ 全ての発話が発話内的な力を持つわけではない。

や人が可能状態にある属性という情報を伝えている。これは可能形式に由来する発話的な力である。そして、加藤（2015）が述べているように、疑問文は疑問文である以上、回答を求めることは聞き手に課される要求であり、理由なく回答しないわけにはいかない。本稿は、加藤（2015）に従い、回答要求を疑問形式に直接由来する発話的な力とする。つまり、可能形式を含む疑問文の発話的な力は聞き手に対して属性に関する回答要求である。そして、「許可」「依頼」「非難」「反語」という用法は発話内的な力によって由来するものであると考える。

3. 推意について

Searle（1979）は、間接発話行為について（5）の例を挙げていた。（5）において、Yの発話は陳述の発話内力を持っているものの、Xに対する断りの発話内力も有している。つまり、陳述の発話内力は言語形式に由来するものであり、断りは文脈によって得られる発話内的な力となっている。Searle（1979）によれば、このような間接発話行為の成立は慣習に深く関わっており、聞き手の推論や合理性に依存するとしている。

(5) Student X: Let's go to the movies tonight.

Student Y: I have to study for an exam.

発話を通して発話的な力と発話内的な力を発動するには意味の伝達が必要である。発話的な力は言語形式に由来するため、そこに現れる意味は文脈に左右されず意味論的な意味と思われる。一方、発話内的な力はどのように獲得されたのであろうか。命令形のような意味論的なものによって発動されるものがあるが、命題内容に基づいて推論の手順を経て引き出される意味による発動されるものもある。（5）における断りの意味も推論から引き出されるものとなる。このように、1つの発話に1つ以上の意味がある。日常生活において、このような現象は少なくない。

語用論では Grice が提唱している推意（*implicature*⁴）という概念がある。（6）はその例である。AはBの「逮捕されていない」という回答に対してさらに詳しく知りたいと思われる。Bの話はCが会社の誘惑を受けそうな人を表しているかもしれないし、Cの同僚がよくない人とかを表すことも可能である。しかし、どの解釈でも元の発話である「逮捕されていない」の意味と異なっている。

⁴ *Implicature* という名詞は Grice による造語であり、動詞は *Implicate* である。*Implicature* の訳語には「含み・含意・推意」などがあるが、本論文では加藤（2016）にしたがい、推意という訳語にする。

(6) A から B に銀行に働いている友達 C のことについて

A : C は、最近仕事どう。

B : 良いと思うよ。同僚のこと好きだし、まだ逮捕されていない。

つまり、言われたことから引き出したものは推意である。推意を得るには推論の手順が必要だが、推論した内容は全て推意として解釈できるわけではない。Grice (1991) によると、推意は大きく慣習推意 (conventional implicature) と会話推意 (conversational implicature) の 2 種類に分けることができる。また、会話推意のうち特殊会話推意 (particularized implicature : PCI) と一般会話推意 (generalized implicature : GCI) がある。特殊会話推意は発話場面において、様々な条件によって成立するものである。Grice は協調原理⁵における「数」「質」「関連性」「マナー」の 4 つの格率を用いて、特殊会話推意の成立するプロセス及び条件を解釈した。一般会話推意は特殊推意より一般化するものであり、1 つの発話を行ってから、その発話に伴って自然に帯びる推意を指している。例えば、*X is meeting a women this evening*⁶ という発話があれば、自然にその女性は X の妻、母親、姉妹また親しい友人ではないという推意が発生する。一方、慣習推意に関しては、*therefore* のような接続詞を例として言及したが、具体的な議論がされていない。Grice (1991) において会話推意の成立は協調原理の存在を基にしている。その上、会話推意について次のようないくつか特徴⁷がある。

(7) ①取り消し可能性

②分離不可能性

③計算可能性

④非習慣性

取り消し可能性とは、引き出された推意がある種の情報の追加や文脈によってキャンセルできるということである。分離不可能性は、推意は発話の内容と強く結びつき、表現が多少変わっても内容が同じであれば同じ推意が得られるということである。そして、どういう手順で推意が得られるかが合理的に理解でき、再現できるという特性は計算可能性である。また、非習慣性は、推論は柔軟に行われ、時に複雑な計算を行うこともあるので、規則や習慣にしたがって推論がなされるわけではなく、自動計算されるわけでもないということである。

これらの特徴のうち、もっとも重要だと思われるのは取り消し可能性である。この点から見

⁵ 本論文では協調原理について深く言及しないことにしており、別の機会に譲って議論する。

⁶ Grice (1991) : 37

⁷ 推意の特徴に関する解釈は加藤 (2016) によるものである。

ると慣習推意は推意と見なすことが不適切ではないかと思われるが、言語とは変化しつつあるものであるため、加藤（2016）で指摘したように、慣習推意を「もともと推意だった解釈が固着して取り消せなくなったもの」と考えることができる。つまり、現在の会話推意は時間と共に変化し、推意でなくなる可能性がある。ただし、慣習推意は、言語表現が表す本来の意味より固着した解釈が多く用いられるため、変種した意味論的な意味として扱うことができると考えられる。また、Grice が挙げている一般会話推意に関する例は、特殊会話推意より社会的慣習、あるいは異なる文化によって違う推意を得る可能性もある。そのため、一般会話推意と特殊会話推との分類の必要性があるか否かについて検討する余地があると思われる。

Levinson（2000）は、会話推意を中心に考察している。特に一般会話推意に着目し、一般会話推意をデフォルトの推意として扱っている。例えば、以下の例を挙げて、一般会話推意と特殊会話推意を説明している。

(8) Context1

A : What time is it?

B : Some of the guests are already leaving.

PCI : It must be late

GCI : Not all of the guests are already leaving.

(9) Context2

A : Where's John?

B : Some of the guests are already leaving.

PCI : Perhaps John has already left.

GCI : Not all of the guests are already leaving.

この2つの例を見ると、(8)と(9)にある特殊会話推意は文脈への依存度が非常に高いと言える一方、*Some=Not all* という一般会話推意はほとんど文脈に依存していない。さらに、*Some=Not all* という解釈は統語的な用法にも解釈できるため、Grice が挙げている慣習推意に関する接続詞の例と比較すると、区別は明瞭でないと言えるであろう。また、類似している現象について Ariel（2008）で指摘したように、*but* は常に逆接の関係ではなく、文脈の操作により、逆接ではない関係を表す場合もある。このように、従来の研究における推意の種類について整理する必要がある。

本稿は、可能構文に見られる用法を中心としているため、推意に関する枠組みを再設計しないが、慣習推意と会話推意（一般会話推意と特殊会話推意）に分ける分類法を取らず、取り消しの難易度、慣習化、文脈への依存度などの尺度により考察を行う。このように、推意という概念を導入し可能構文に見られる発話内的な力を議論する。

4. 可能形式を含む疑問文について

可能形式が表す意味用法は、一般的に能力可能と状況可能に分けることが多い。能力可能は、動作主自体の能力により事態が実現する（しない）ことを表す。いわゆる、ある事態を実現する能力を有していることを表すものである。状況可能とは、動作主以外に外部の状況により事態が実現することである。例えば、動作主が「100メートルを10秒で走れる。」という能力を持っているため、この動作を実現することも潜在的に可能である。また、「10分があれば、本屋さんへ行ける。」のように動作主の能力のみならず、「10分」という外部の条件も必要である。このように、非過去形の可能形式を用いることで、ある動作について潜在的に実現する見込みがあると考えられる。

日本語研究では、疑問文を形式や機能それぞれの面から規定するものがある。本稿は、可能構文を中心としたものであるため、疑問文を形式上の特徴から判断する。形式上では、文末に「か」で標示するまたは「か」がない場合は、上昇調で表すこともある。

つづいて、疑問文の機能について簡単に確認しておく。日本語記述文法研究会（2003）は「質問」を疑問文の中心的な機能として扱っている。質問には、1) 話し手に不明な情報があるため判断が成り立たず、2) 聞き手に問いかけることによって疑問の解消を目指すという2つも性質があると述べている。この性質の内、1) を欠くのが確認要求の疑問文であり、2) を欠くのが疑いの疑問文としている⁸。この2つの性質から見ると、1) は疑問文を用いる聞き手に要求する内容となり、2) は要求する動作となる。つまり、ここでの2) の性質は疑問形式に由来する「回答要求」という発話的な力に関わっており、1) の性質における要求内容の種類によって発話内的な力も変わる。

以下4.1から、可能形式を含む疑問文から見られた「許可」「依頼」「非難」「反語」の用法を中心に、推意と関連付けて議論する。

4.1 許可

許可の用法について、「許可与え」と「許可求め」の2種類がある。本稿では、疑問文における「許可求め」を考察対象とする。「許可」を求める場合では、通常動作を行う能力がなければ動作を行う許可を求めない。つまり、許可求めの用法は、これから動作を実施することが許されるかどうかを確認するのに解釈できる。しかしながら、以下の例のように可能形式を用いて動作主または動作対象の属性を事前確認で許可の代用となる。

⁸ 日本語記述文法研究会（2003）では、確認要求と疑いの例文は以下となる。

確認要求：晩ご飯、すぐ食べるでしょう？

疑い：鈴木さんは間に合うかな。

- (10) (開店する少し前に、お客さんが店員さんに)

すみません、もう入れますか。

(例 (1) 再掲)

- (11) (スーパーでお客さんからスタッフに)

この魚、生で食べられますか。

(10) において、話し手は自分の行為を実行することが可能かどうかという可能本来の解釈として聞き手に肯定または否定の回答を求める。いわゆる、可能形式及び疑問形式に由来する発話的な力となる。さらに、話し手は自分の行為への指示という非言語的な要求をしているため、発話内的な力として見るができる。(10) が可能本来の意味として成立する場合は、動作主自身の能力ではなく、外部の状況が関与する。いわゆる、状況可能である。また、「開店時間」という外部の状況は発話参加者の間に既知知識としてすでに共有されているため、動作実現に関わる要素の内容を確認する必要はない。したがって、聞き手は話し手がそのルールや規則を確認するのではなく、ある行為を行いたいから許可を求めているという推論を行うこととなる。

このように (10) は許可に解釈できるが、可能の意味がなくなるわけではない。(10) の発話に対して、聞き手が「いいですよ」と答えた後に、話し手が「そうですか。時間前も入れんだ」と言いながら入らないこともあり得るため、許可という意味が取り消しされる。したがって、許可の意味を推意としてみるができる。しかし、キャンセルの難易度が高い。

また、(10) は、動作主自身が能力を有しており、発話場面において状況可能の確認で許可と解釈できる。一方、(11) のように、可能形式を用いてある食べ物について描写するもある。この場合は、単なる動作対象の属性を確認することとなり、疑問文からの発話的な力しか生じない。つまり、動作主の能力あるいは、動作対象の属性が不明瞭の場合では、許可という推意を引き出す情報が足りないため、可能形式を用いて事前状況の確認のみでの代用にならない。

4.2 依頼

4.1 であげた許可求めの用法では、許可を求める動作主と行為の動作主と一致しており、話し手となる。依頼の場合は、依頼を行う動作主は話し手であり、実際の行為を実施する動作主は聞き手である。

- (12) (今) レジに行けますか。

- (13) そこにある本、取れますか。

- (14) ライター、お持ちですか。

(加藤 2015 : 285)

(12) と (13) を具体的に見てみると、話し手の質問に対して聞き手はまず自分が可能の状況にあるかどうかについて「YES/NO」の回答を行わなければならない。これは疑問文からの発

話的な力があるからである。この2つの発話場面では、話し手は聞き手が「行く」や「取る」という能力があることを潜在的な事実として考えているため、発話の時点で「行く」や「取る」の動作を行う状況が可能であるかどうかを確認している。聞き手は話し手の意図を読み取って、「今の状況が可能であれば、行ってほしい、取ってほしい」という意味を引き出すことができる。この場合において、依頼の意味を通して行為要求も同時に発生している。これは発話内的な力となる。加藤(2015b)で挙げられた例のように(例(14)), 属性叙述の疑問文を用いて事前状況が成立する場合、依頼を行う条件が整う。逆に、この例を可能形式に転換することができない。言い換えると、(12)と(13)について、疑問文で可能形式を用いない場合の「行きますか」は相手の意志を尋ねることとなり、(13)は聞き手に対する申し出を示すことに解釈できる。つまり、可能形式を用いることで、元々属性を表せない動詞述語に属性叙述の機能を付与する。このように、事前状況の確認が成立するようになる。

可能形式を用いる疑問文であれば、可能形式の発話的な力と疑問文の発話的な力が混在している。すなわち、話し手は聞き手に関する属性について確認の回答が求められる。さらに聞き手の属性に関する能力可能と状況可能の2種類があることは、発話内的な力が生じるかどうかに影響を与える。動作主が能力を有していることが不明な場合は、能力可能の確認が優先されると考えられる。話し手は聞き手について能力が可能のであれば、可能形式を用いて依頼を表す。このような依頼は即時的な要求であり、発話状況に強く依存する。例えば、「ピアノ、弾けますか。」と聞くと、単なる聞き手の能力を尋ねることとなる。しかし、話し手はすでに聞き手がピアノを弾くという能力を持つことが事前に知っているかつ目の前にピアノがある場合に、依頼という解釈に傾く。さらに、聞き手の回答によって、話し手が依頼の意味を取り消しできる。したがって、依頼の意味が疑問文における可能形式の推意と理解できる。

4.3 非難

疑問文における可能形式は疑問を表さない用法の内に、非難と解釈する場合がある。非難は一般的に発話場面において聞き手がいないと成立しないと考えられる。

(15)と(16)において、このような発話に対して聞き手が回答できる場合が少ないと思われるため、疑問文として回答要求という発話的な力が弱くなる。(15)と(16)の発話を通して、話し手が聞き手あるいは今の状況について理解できないという非言語的な情緒を表出している。同時に、発話における可能の意味もなくなる。聞き手は話し手がこの発話を通して「今、自分の行動が不適切だ」「状況に不満がある」という非難の意味を引き出すことができる。また、このような非難を表す発話を通して聞き手に「就職にちゃんとしなさい」と「自分のこれからの行為について行為指示を要求する」のような非言語的な要求があると考えられる。

(15) (親が就職活動をしている息子に)

このままで、一流企業に入れる？

(16) いつになったら、外に出られる？

このように、可能形式を用いる疑問文の「聞き手に対して属性に関する回答要求」という発話的な力が弱くなり、非言語的な情緒の表出という発話内的力が生じる。さらに、非難の意味は可能の意味より強く読み取れる。言い換えると、非難の意味解釈は文脈に依存しているが、取り消しの難易度が強い。つまり、慣習推意と理解できる。これは、疑問文のみで非難を表すことができるからである。疑問文に由来する非難という推意の慣習化の度合い強いいため、可能形式を付属することで、疑問文における可能形式から引き出される推意も強まる。

4.4 否定的陳述

疑問文には反語の用法があることは知られている。反語について、一般的に形式上は疑問文でありながら、否定的な内容を伝えるものと規定されている（日本語記述文法研究会 2003, 益岡 2007, 加藤 2015 など）。否定的な内容を伝えるというのは否定的な陳述と言い換えられるであろう。次のような可能形式を含む疑問文もこのような否定的な陳述を表している。

(17) この厳しい状況を我慢できるのか。

（例（4）再掲）

(18) こんな小さい字、誰が見える？

(17) では話し手は聞き手に疑問文の形式を用いるが、実は聞き手から適切な回答を期待していないことが考えられる。この発話に対して、「こんな状況を我慢できない」（聞き手が我慢できない）と言いたいことを推論できる。また、(18) は、聞き手に可能であるかどうかを確認しているのではなく、だた字が小さいから誰も見えないという否定の意味を伝えている。ただし、このような場合は、話し手が聞き手に回答を要求しないが、聞き手からある程度応答することが考えられる。つまり、疑問文に由来する発話的な力が弱くなった。つづいて、(17) と (18) を通して、話し手は聞き手に「我慢できない／見えない」ということについて、同意の承認を求めていることと理解できる。このような同意の承認は、聞き手が行う情報処理であり、非言語的な要求となる。つまり、発話内的な力である。

このように否定的陳述の解釈は文脈に依存しており、能力可能と状況可能との制約が考えにくい、可能の意味はまだ残存している。ただし、聞き手の動作に関する否定の意味も拮抗しており、取り消しするのは難しい。つまり、この否定的陳述はすでに慣習化している。これは、非難の用法と同様に疑問文だけでもこの用法を有しているためである。

5. まとめ

本稿は、疑問文における可能形式から見られる「許可」「依頼」「非難」「反語」を例として、従来「間接発話行為」と呼ばれた用法を、推意の概念を導入し分析してきた。この4つの意味は可能構文の推意となり、本来の意味より優先的解釈される。ただし、使用頻度や制限の面から見ると、「非難」や「反語」は疑問文の影響を強く受けて、慣習化が進んでおり定着している。一方、「許可」「依頼」の用法は、疑問文のみならず、他の文法形式との競争も考えられるため、慣習化の度合いは「非難」「反語」ほど強くない。以下の表1で推意による得た「許可」「依頼」「非難」「反語」の用法と推意に関わる要素との相対的な関係を示す。

表 1. 「許可」「依頼」「非難」「反語」と推意に関わる要素との関係

	許可	依頼	非難	反語
取消難易度	低	低	高	高
慣習化定着度	低	低	高	高
文脈依存度	高	高	低	低

本稿では、発話行為論における発話内力を議論した際に、推意というグライス系語用論における概念を援用したが、発話参加者がなぜ推意を得られたかについて分析する必要がある。今後、この2系統の理論枠組みをよく融合させるため、より深く議論したい。

(りな・言語文学専攻)

参考文献

- Austin, J. L. (1962) *How to do Things with Words*. Oxford: Oxford University Press
- Grice, H. Paul (1991) *Studies in the way of words*, Cambridge, Harvard University Press
- 加藤重広 (2015) 「発話的な効力と発話内的な効力 —— 日本語の疑問形式を出発点に ——」『日本語語用論フォーラム 1』加藤重広 (編) ひつじ書房 27-56
- 加藤加藤重広 (2016) 『語用論研究法ガイドブック』加藤重広・滝浦真人 (編) ひつじ書房
- 日本語記述文法研究会 (2003) 『現代日本語文法 4 第 8 部モダリティ』くろしお出版
- 益岡隆志 (2007) 『日本語モダリティ探究』くろしお出版
- Levinson, Stephen C (2000) *Presumptive Meanings*, Cambridge University Press
- Searle, John R. (1969) *Speech Acts: An Essay in the Philosophy of Language*. Cambridge: Cambridge University Press
- Searle, John R. (1979) *EXPRESSION AND MEANING: Studiee in the Theory of Speech Acts*. Cambridge: Cambridge University Press
- Searle, John R. and Daniel Vanderveken (1985) *Foundations of illocutionary logic*, Cambridge, Cambridge University Press